保育所、認定こども園等をご利用している方へ

【対象者・利用料】

○ **保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの子供たち**の保育料（利用料）が無償化されます。

- 私的契約児（自由契約児）については、無償化の対象外となりますので別途手続き、条件等がございます。
- 幼稚園については、月額上限2.8万円です。
- 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちは副食費（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

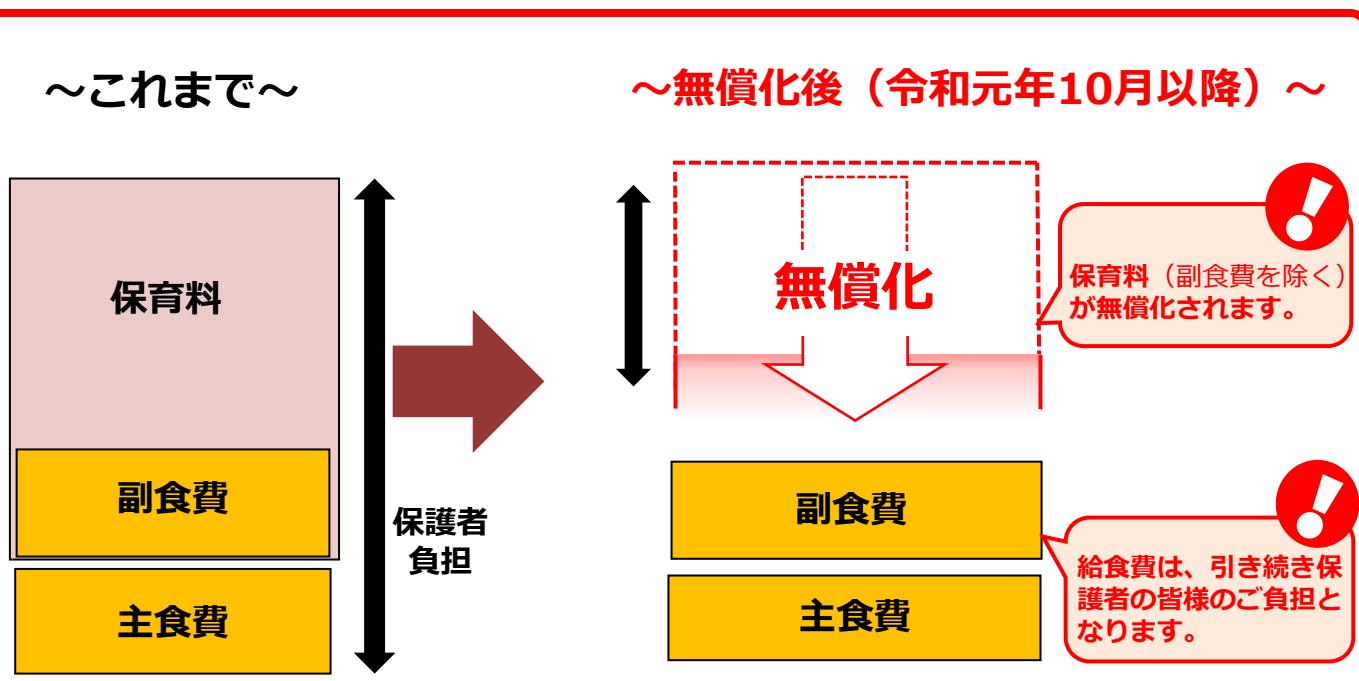
（注1）多子カウントにより小学校就学前のお子様が3名以上いる世帯も免除になる場合があります。

（注2）同じく町独自の減免により、第2子で保育料が減免されている児童に関しては副食費も無料とし、当面町が負担いたします。

○ **０歳から２歳までの子供たち**については、**住民税非課税世帯を対象**として保育料（利用料）が無償化されます。

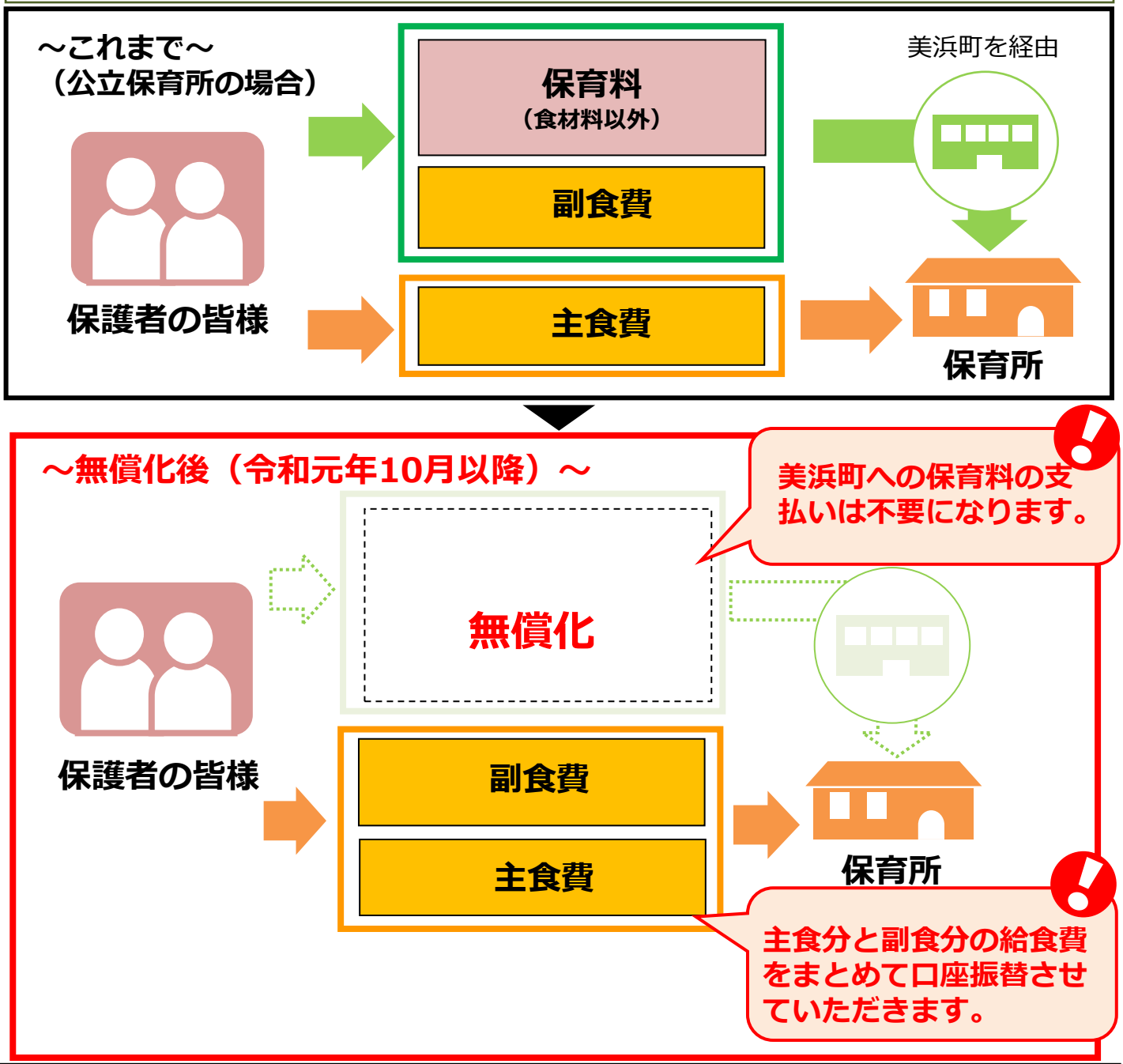
- さらに、保育所等を利用する最年長（小学校就学前まで）の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの 第2子は半額、第3子以降は無償等の現行減免制度は継続となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は18歳未満よりカウントします。



※裏面もご覧ください。

○　現在、３～５歳児の給食費は、
　・主食（お米など）分については直接、
　・副食（おかず）分については（保育料の一部として）公立保育所は美浜町を通じて、認定こども園は各園で口座振替等にてお支払いをしていただいております。
○　今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費（主食費）については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことになります。ただし、無償化に伴い、**今後は、副食分の給食費も保育料とは別にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



詳しくは下記へお問い合わせください。
美浜町役場　厚生部　健康・子育て課　児童係TEL：0569-82-1111（内線222・262）